

# PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11)Publication number : 11-277960

(43)Date of publication of application : 12.10.1999

(51)Int.Cl. B42D 15/10  
B65D 85/57  
G06K 19/00  
G11B 7/24  
G11B 7/24  
G11B 23/02

(21)Application number : 10-096942 (71)Applicant : DAINIPPON PRINTING CO  
LTD

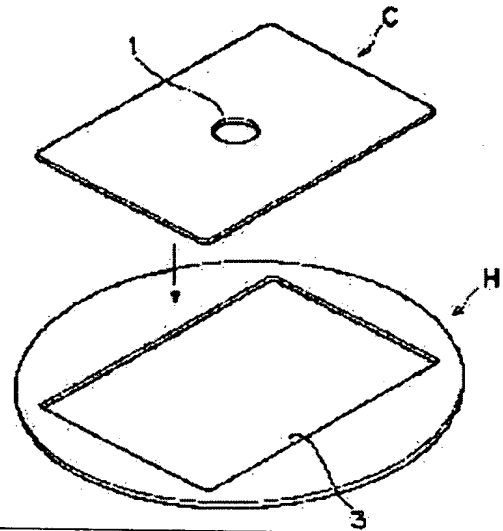
(22)Date of filing : 26.03.1998 (72)Inventor : ODACHIME YASUO

(54) CARD AND HOLDER THEREOF

(57)Abstract:

PROBLEM TO BE SOLVED: To provide a card of which the functional properties in terms of information are enhanced.

SOLUTION: This card C is constituted of a rectangular plastic plate and a round central hole 1 is formed in the center of this plastic plate, while an optical recording part of a prescribed width being readable by a CD drive is formed in the shape of a concentric circle outside the central hole 1. A pattern relating to the information of the optical recording part is formed in the whole or a portion of a part except a reflecting surface



corresponding to the optical recording part. It is

recommendable that a holder H of a CD size

having at the center an opening part 3 punched in the shape of the card C is used and that the card C is fitted in the opening part 3 of the holder H and put on the CD drive.

LEGAL STATUS

[Date of request for examination]

[Date of sending the examiner's decision of rejection]

[Kind of final disposal of application other than the examiner's decision of rejection or application converted registration]

[Date of final disposal for application]

[Patent number]

[Date of registration]

[Number of appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of extinction of right]

Copyright (C); 1998,2003 Japan Patent Office

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開平11-277960

(43) 公開日 平成11年(1999)10月12日

(51) Int. Cl. °	識別記号	F I		
B42D 15/10	511	B42D 15/10	511	
B65D 85/57		B65D 85/57		K
				Z
G06K 19/00		G11B 7/24	567	C
G11B 7/24	567		572	C

審査請求 未請求 請求項の数 7 F D (全6頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願平10-96942

(22) 出願日 平成10年(1998)3月26日

(71) 出願人 000002897

大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

(72) 発明者 大立目 恭生

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

大日本印刷株式会社内

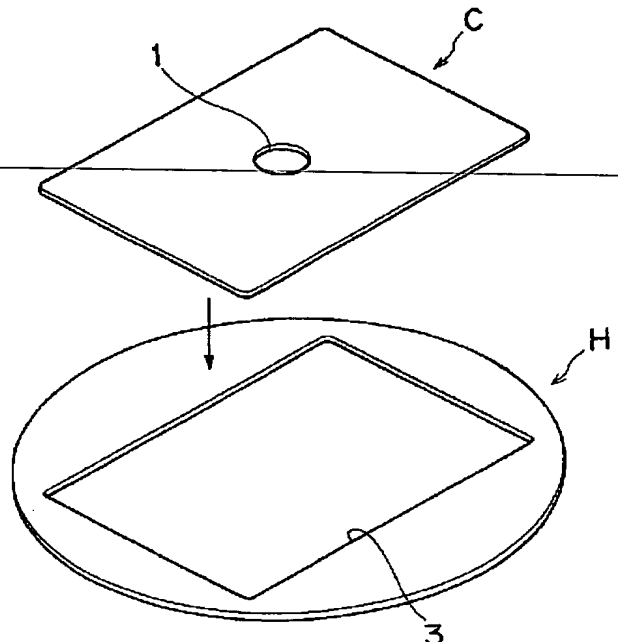
(74) 代理人 弁理士 土井 育郎

(54) 【発明の名称】 カード及びそのホルダー

(57) 【要約】

【課題】 情報面での機能性を高めたカードを提供する。

【解決手段】 矩形状のプラスチック板からなり、当該プラスチック板の中央に円形の中心孔1が形成され、当該中心孔1の外側にCDドライブで読取り可能な所定幅の光記録部が同心円状に形成されている形態のカードにする。光記録部に対応する反射面を除いた部分の全体或いは一部に光記録部の情報と関連する絵柄を形成する。CDサイズであって、上記のカードCの形状に打ち抜かれた開口部3を中央に有するホルダーHを使用し、このホルダーHの開口部3にカードCを嵌め込んでCDドライブにかけるようにするとよい。



## 【特許請求の範囲】

【請求項1】 矩形状のプラスチック板からなり、当該プラスチック板の中央に円形の中心孔が形成され、当該中心孔の外側にCDドライブで読取り可能な所定幅の光記録部が同心円状に形成されていることを特徴とするカード。

【請求項2】 光記録部に対応する反射面を除いた部分の全体或いは一部に光記録部の情報と関連する絵柄が形成されてなる請求項1に記載のカード。

【請求項3】 カードのサイズがトレーディングカードの国際規格に適合しており、中心孔のサイズが直径15mmであることを特徴とする請求項1乃至2に記載のカード。

【請求項4】 カードのサイズが標準サイズ63.5mm×89.0mmで許容範囲が±2mmであることを特徴とする請求項3に記載のカード。

【請求項5】 CDサイズの円板であって、請求項1に記載のカードの形状に打ち抜かれた開口部を中央に有することを特徴とするホルダー。

【請求項6】 ホルダー裏面にフィルムが貼着されており、当該フィルムが開口部の一部から露出していることを特徴とする請求項5に記載のホルダー。

【請求項7】 ホルダー裏面に貼着されたフィルムがタックシールであり、当該タックシールの開口部の一部に露出した部分にカードが貼着固定可能であることを特徴とする請求項6に記載のホルダー。

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

【発明の属する技術分野】 本発明は、スポーツ選手やキャラクターなどを印刷したカードであって、ファンの人々が購入したり、或いは手に入りやすいものを交換したりする所謂トレーディングカードとして好適に利用されるカードの分野に属する。

## 【0002】

【発明が解決しようとする課題】 従来より、この種のトレーディングカードとして、野球選手、サッカー選手、プロレスラー、相撲の関取、競馬の馬、アイドル、漫画のキャラクター等載せたカードが広く出回っており、ファンの人々の間では昔から根強い人気がある。このようなトレーディングカードとしては、カード用紙にスポーツ選手やキャラクターの容姿を単に印刷したものが一般的であり、これらの中でも数の少ないものは手に入りやすいという意味で人気が高いが、一方では、単なる印刷物と言うだけではなく、これまでとは異なった新規性のある興味深いカードの出現が望まれている。

【0003】 本発明は、上記のような背景に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、情報面での機能性を高めたカードを提供し、併せてそのホルダーを提供することにある。

## 【0004】

【課題を解決するための手段】 上記の目的を達成するため、本発明に係るカードは、矩形状のプラスチック板からなり、当該プラスチック板の中央に円形の中心孔が形成され、当該中心孔の外側にCDドライブで読取り可能な所定幅の光記録部が同心円状に形成されていることを特徴とする。そして、通常は、光記録部に対応部分を除いた部分の全体或いは一部に光記録部の情報と関連する絵柄を形成する。また、カードのサイズがトレーディングカードの国際規格に適合しており、中心孔のサイズが直径15mmであることが望ましく、具体的にはカードのサイズが標準サイズ63.5mm×89.0mmで許容範囲が±2mmであることが望ましい。

【0005】 また、上記カードのホルダーは、CD（コンパクトディスク）サイズの円板であって、上記カードの形状に打ち抜かれた開口部を中央に有する。また、ホルダー裏面にフィルムが貼着されており、このフィルムが開口部の一部から露出しており、さらに、このフィルムがタックシールであって、このタックシールの開口部の一部に露出した部分にカードが貼着固定可能であることが好ましい。

## 【0006】

【発明の実施の形態】 以下、図面を参照して本発明の実施形態について説明する。

【0007】 図1は本発明に係るカードの一例を示す斜視図、図2は図1のカードの平面図である。図示のカードCは、矩形状のプラスチック板からなるもので、その中央に直径が15mmである円形の中心孔1が形成されている。そして、図2に示すように、中心孔1の外側に所定幅の光記録部2が同心円状に形成されている。この光記録部2は、アルミニウム蒸着による反射層からなり、色々な様式で音声、映像その他のデータの情報を蓄えてある。通常は、光記録部2に対応する反射面を除いた部分には適宜の印刷を施すようにする。この場合、光記録部2の情報と関連する絵柄や文字を印刷する。例えば、情報としてゲームのソフトを入れた場合、ゲームのタイトルやその主人公のキャラクターを印刷するとよい。

【0008】 図3及び図4は本発明に係るカードの具体例を示すもので、図3はその表側を示す平面図、図4は裏側を示す平面図である。図示のカードCは、図1に示す矩形状のプラスチック板からなるものを印刷用基材として、その上に4色オフセット印刷を行うことにより基材表面に絵柄11、背景12、ロゴ13を付したものである。なお、当然のことではあるが、その中央に直径が15mmである円形の中心孔1が形成されているため、絵柄11のデザインは中心孔1の部分を避ける仕様となっている。ここで、絵柄11（自由の女神のキャラクター）及び背景12を通常の4色オフセット印刷で印刷すると、表側から見た光記録部2のアルミニウム蒸着層の上にオフセット印刷が重なり透過して見えるので、キャ

ラクターが浮き上がって見える。また、ロゴ13は文字の外枠のみ印刷した活字であり、アルミニウム蒸着層を線状に覆うことでロゴとして認識可能としたものである。したがって、ロゴ13の墨等で印刷した枠或いは輪郭部分は反射しないが、それ以外の部分(図中14)は反射面を形成しており線の太さを調整することで、ロゴ13を引き立たせることができる。また、図4に示すように、裏面にも印刷は可能である。すなわち、光記録部2に対応する部分である反射面を除いた部分には適宜の印刷を施すことが可能である。図4においては、部分的に印刷部15と非印刷部16を設けることで模様を形成している。また、製造会社名や、商品のシリアルナンバー、注意書き等必要な情報を印刷する。この場合、後述するホルダーとの関係で「このカードは、別売りのホルダーにセットしてお使い下さい。」等の説明文を印刷することもできる。また、表裏とも綿密な印刷を行ってカードの意匠性をさらに高めることもできる。ここで、カードCには例えば、アメリカの風景画像(ニューヨークの風景)が複数点映像として記録されており、カード購入者は、このカードを後述する方法で、CDドライブ付きパソコンにセットしてディスプレイで読み取ることができる。また、音声(ニューヨークの雑踏の音)も併せて記録できるし、音声のみ(ニューヨークにゆかりのある音楽)も記録したものであってもよい。

【0009】図5及び図6は本発明に係るカードの別の具体例を示すもので、図5はその表側を示す平面図、図6は裏側を示す平面図である。図示のカードCは、図1に示す矩形のプラスチック板からなるものを印刷用基材として、その上に白ベタ層を全面或いは少なくとも主要なキャラクターに対応した部分(図5では2匹の猫の部分)にオフセット印刷により印刷する。さらに、4色オフセット印刷を行うことにより基材表面に絵柄21、背景22、文字23を付したものである。なお、当然のことではあるが、その中央に直径が15mmである円形の中心孔1が形成されているため、絵柄21のデザインは中心孔1の部分避ける仕様となっている。ここで、絵柄21(2匹の猫)及び背景22を通常の4色オフセット印刷で印刷すると、例えば絵柄21(2匹の猫)の下側にのみ白ベタ層を印刷してある場合は、絵柄21は写真的な細密な再現が可能となり、しかも絵柄21周囲の背景22は、アルミニウム蒸着層の反射面の上に直接オフセット印刷が重なって透過して見えるので、キャラクターの周囲が幻想的に輝き、浮き上がって見える背景22の中にも絵柄21のキャラクターがくっきりと見えることとなる。また、絵柄21(2匹の猫)と背景22の下側すなわち全面に白ベタ層を印刷してある場合は、白ベタ層により下側の反射層が隠蔽されているので、浮き上がることはないが、通常の印刷通りの細密な再現が可能となり、例えば、風景、絵画、写真等の絵柄を再現したカードを作る場合には適している。なお、文字2

3も周囲が輝いて浮かび上がる状態(すなわち白ベタ層がなく、反射層が透過できる部分に直接文字を印刷したような場合)はむしろ文字23が認識し難い場合があるので、文字を印刷する部分には、白ベタ層を帯状に形成した上に文字を印刷した方がよい。また、図5では絵柄、模様等を印刷したが、図6に示すように、裏面には積極的に印刷を行わずに反射層を直接目視できるようにしてもよい。この場合は、従来のCDと同じように反射面が七色に輝いて見えるので、それ自体で意匠性が高いものといえる。但し、製造会社名や、商品のシリアルナンバー、注意書き等必要な情報を印刷しても意匠性(七色に輝いて見える)を損なうことはない。ここで、カードCには例えば、2匹の猫の画像(スナップ写真)が複数点映像として記録されており、カード購入者は、このカードを後述する方法で、CDドライブ付きパソコンにセットしてディスプレイで読み取ることができる。また、音声(鳴き声)も併せて記録できるし、音声のみ(鳴き声)も記録したものであってもよい。

【0010】ここで、トレーディングカードのサイズは国際規格で統一されており、標準サイズ63.5mm×89.0mmで許容範囲が±2mmであり、上記のカードCもこのサイズにするのが望ましい。すなわち、この種のカードは収集を目的としたものであり、収集用にケース、袋等のサイズも同規格に適合したサイズで準備されているからである。さらに、後述する別売りのホルダーとの組み合わせで情報を出力する使用方法を考慮すれば、サイズの規格は上記国際規格に適合したものとすることがユーザー、製造者いずれの立場からしても便利である。しかしながら、この規格外のカードも出回っているので、外形サイズにこだわる必要はない。例えば、国際規格から2~3mm程度ずれたものやテレホンカードサイズ(54mm×86mm)でも構わない。

【0011】上記のカードCは、パソコンのCDドライブ或いは音声情報だけであれば通常のポータブルCDプレーヤーにかけて光記録部2の情報を読み取ることができる。この場合、そのままでもCDドライブにかかるが、中心を合わせるのに手間を要する。ここで、現在でもCDプレーヤーにはシングルCD(直径8cm)が直接かけられるようにLPのCD(直径12cm)の溝の中に更に専用の8cmの円形の溝を形成しているので、2サイズのCDを容易にセットすることができるが、今後、このサイズのカードが市場に多く出回れば、同様に、この矩形サイズの溝をCDドライブのトレー上に形成される可能性もある。しかし、既存のCDドライブに本発明に係るカードを容易にセットするための手段が現状では必要である。そこで、後述するようなホルダーHを使用するのがよい。

【0012】図7はホルダーHの一例を示したものである。このホルダーHは、CDサイズ、すなわち直径が12cmの円板で、通常はプラスチック板からなる。そし

て、前記カードCの形状に打ち抜かれた開口部3を中央に有している。このホルダーHの開口部3にカードCを嵌め込むと、カードCの周縁がホルダーHの開口部3に挟持されて、図10に示すように1枚のCDと同じ形状になる。したがって、このホルダーHを使用することにより、恰も普通のCDをCDドライブにかけるのと同じようにして安定した状態で使用することができる。

【0013】図8はホルダーHの別の例を示したものであり、裏面にフィルムを貼着したものである。このホルダーHは、CDサイズ、すなわち直径が12cmの円板で、通常はプラスチック板からなる。そして、前記カードCの形状に打ち抜かれた開口部3を中央に有しており、さらにこの開口部3の一部を覆うようにしてフィルム4が貼着されている。図示の例では、カードCの光記録部2に対応する部分にはフィルムが存在しないように打ち抜いてある。このホルダーHの開口部3にカードCを嵌め込むと、カードCの周縁がホルダーHの開口部3に挟持されて、カードCの一部がフィルム4の露出部分(図8で表側から見えるフィルム4の部分)に載り、図10に示すように1枚のCDと同じ形状になる。したがって、このホルダーHを使用することにより、恰も普通のCDをCDドライブにかけるのと同じようにして安定した状態で使用することができる。

【0014】図9は、ホルダーHのさらに別の例を示したものであり、裏面にタックシールを貼着したものである。このホルダーHは、CDサイズで、すなわち直径が12cmの円板で、通常はプラスチック板からなる。そして、前記カードCの形状に打ち抜かれた開口部3を中央に有しており、さらにこの開口部3の一部を覆うようにして円板の裏側にタックシール5が貼着されている。図示のタックシール5は、カードCの光記録部2に対応する部分を打ち抜いてある。このホルダーHの開口部3にカードCを嵌め込むと、カードCの一部がタックシール5に貼着し、図10に示すように1枚のCDと同じ形状になる。したがって、このホルダーHを使用することにより、恰も普通のCDをCDドライブにかけるのと同じようにして安定した状態で使用することができる。

【0015】なお、フィルム4やタックシール5は、少なくともカードCの光記録部2に対応する部分を覆わなければどのような形状にしても構わない。また、フィルム4やタックシール5を貼着してから開口部3を打ち抜いてホルダーHを製造してもよい。また、上記ではホルダーHの例として、フィルム(タックシール)なし、フィルム4を裏面に貼着したもの、タックシール5を裏面に貼着したものの3例を示したが、フィルム等なしの場合は、CDドライブのテーブル上にまずホルダーを載せ、次いでその開口部にカードCを入れるようになる。また単なるフィルムを使用した場合は、ホルダーHの開口部3に嵌め込んで載せてもよく、CDドライブのテーブル上にまずホルダーを載せ、次いでその開口部にカー

ドCを入れるようにしてもよい。いずれの場合も情報の読取りには支障はない。

【0016】

【発明の効果】以上説明したように、本発明のカードは、CDドライブで読取り可能な光記録部を有する形態にしたことにより、通常のカードより情報面での機能性が高いものとなる。特に、光記録部の情報と関連性のある絵柄を形成することにより、単なる絵柄のみのカードに比べて機能性の高いものとなる。さらに、光記録部を形成するアルミ蒸着層を反射面として利用すれば、4色オフセット印刷層を透過して反射層が見える部分、反射層が直接見える部分、白ベタ層を介在して反射層が遮断されて見えない部分を組み合わせることにより、通常のカード表面の印刷よりもアイキャッチ性、意匠性に優れた印刷物としても従来より優れた印刷物とすることができる。

【0017】また、CDサイズの円板であって、上記カードの形状に打ち抜かれた開口部を中央に有するホルダーを使用することにより、恰も通常のCDと同じようにして安定した状態でCDドライブにかけること、すなわち、既存のCDドライブの付いたパソコンやポータブルCDプレーヤーでカードの光記録部情報を読み取ることや聞き取ることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係るカードの一例を示す斜視図である。

【図2】図1のカードの平面図である。

【図3】本発明に係るカードの具体例の表側を示す平面図である。

【図4】図3のカードの裏側を示す平面図である。

【図5】本発明に係るカードの別の具体例の表側を示す平面図である。

【図6】図5のカードの裏側を示す平面図である。

【図7】ホルダーの一例をカードとともに示す斜視図である。

【図8】ホルダーの別の例をカードとともに示す斜視図である。

【図9】ホルダーのさらに別の例をカードとともに示す斜視図である。

【図10】ホルダーにカードをセットした状態を示す斜視図である。

【符号の説明】

- C カード
- H ホルダー
- 1 中心孔
- 2 光記録部
- 3 開口部
- 4 フィルム
- 5 タックシール
- 11 絵柄

10

20

30

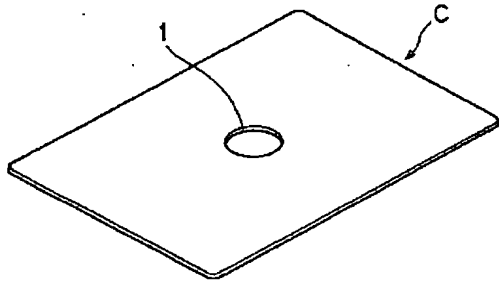
40

50

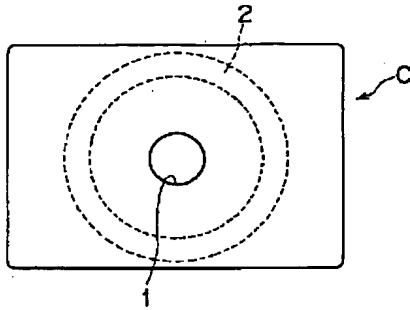
- 12 背景
- 13 ロゴ
- 15 印刷部
- 16 非印刷部

- 21 絵柄
- 22 背景
- 23 文字

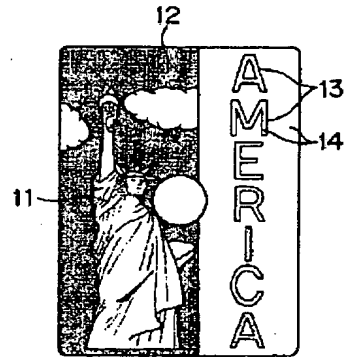
【図1】



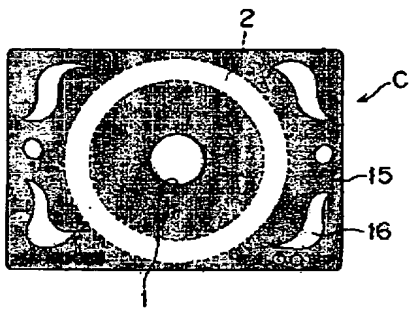
【図2】



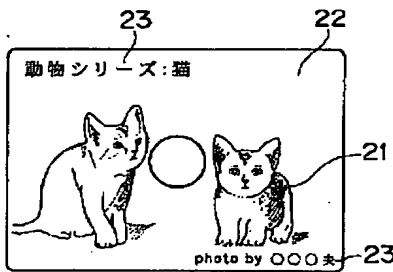
【図3】



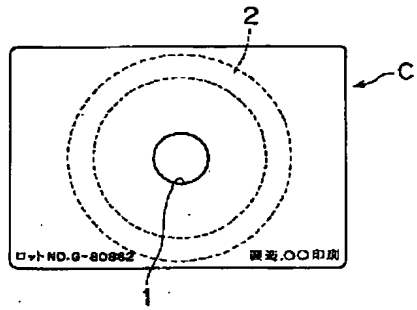
【図4】



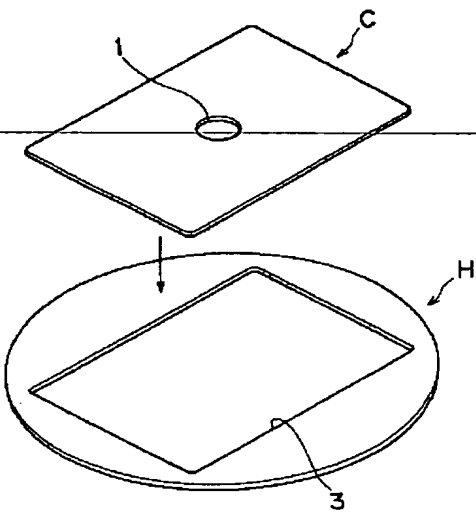
【図5】



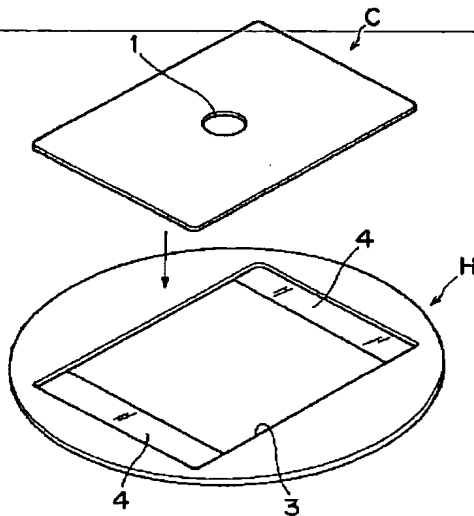
【図6】



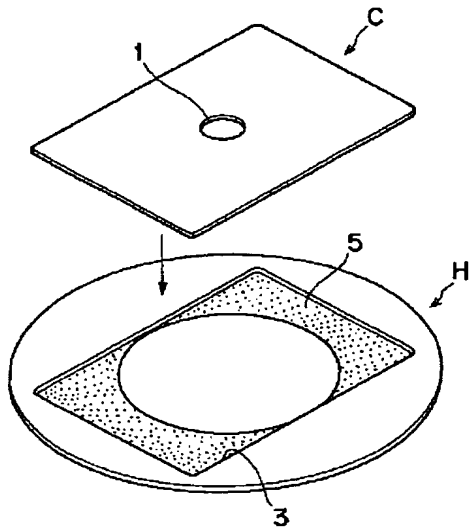
【図7】



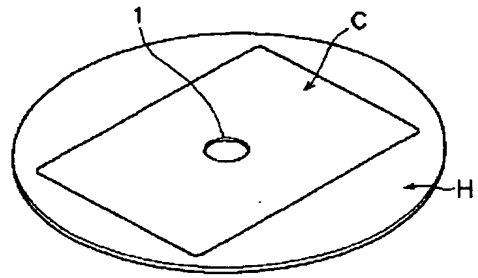
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(51) Int. Cl. <sup>6</sup>  
23/02

識別記号  
572

F I  
23/02  
G06K 19/00

F  
Y